

嬉野市塩田庁舎等利活用基本構想策定支援業務プロポーザルに係る質問に対する回答

No.	資料名称	ページ	質問事項	回答
1-1	仕様書	3	(2) 検討委員会について ・検討委員会の委員の人数、構成メンバー（学識の有無、地域代表者の有無、庁内委員の有無など）についてご教示ください。	嬉野市塩田庁舎等利活用検討委員会設置条例の規定により、「委員15人以内で次に掲げる者のうちから市長が委嘱する」となっております。 (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者 (2) 公共的団体等が推薦する者 (1) について、少人数を考慮しております。 (2) については、地域・各種団体等などからの選出を考慮しており、庁内委員の選出は考慮しておりません。
1-2	〃	〃	(2) 検討委員会について ・検討委員会の委員謝金は、委託料に含みますでしょうか。含む場合、金額と人数についてご教示ください。	委員の謝金(報酬)については、当市で報酬の予算を設け、直接支払いを予定しておりますので、委託料には含みません。
2-1	〃	〃	(2) ワークショップについて ・参加人数の規模感についてご教示ください。	特に想定しておりません。ワークショップの実施方法等を含め提案によります。
2-2	〃	〃	(2) ワークショップについて ・参加者の募集方法についてご教示ください。	公募によりたい。